

政 令

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二号

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「この号」の下に「及び次号ロ」を加え、同条第二号中「前号」を「第一号」に改め、「農産物」の下に「又は前号に掲げる畜産物」を加え、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

イ 前号に掲げる農産物

ロ 当該植物の種苗の種又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として農林水産大臣が定める場合において、農林水産大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

(1) イ又はロに掲げるもの

(2) 専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

附 則

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○総務省省令第一号  
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十六日

総務大臣 高市 早苗  
法務大臣 三好 雅子  
経済産業大臣 梶山 弘志

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（利用者の真偽の確認の方法）</p> <p>第五条 法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又は八に規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証</p>	<p>（利用者の真偽の確認の方法）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

<p>明書が添付されている場合に限る。がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。</p> <p>「イ、ハ 略」</p> <p>二 イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が告示で定める方法</p> <p>「二 略」</p> <p>「2 略」</p>	<p>「イ、ハ 同上」</p> <p>二 イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が認めるもの</p> <p>「二 同上」</p> <p>「2 同上」</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○宮内庁告示第一号  
令和三年歌会始の題は、次のように定められた。

実

令和二年一月十六日

宮内庁長官 西村 泰彦

○総務省告示第三号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり電波天文業務の用に供する受信設備を指定したので、同条第三項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十条の六第三項の規定により告示する。

総務大臣 高市 早苗

一 受信の業務の種類

電波天文業務

二 その受信設備を設置している者の氏名又は名称

国立大学法人東北大学

三 設置場所

（一）宮城県大崎市鳴子温泉蓬田

東経 一四〇度四五分四五秒

北緯 三八度四五分〇五秒

（二）宮城県登米市米山町字桜岡貝待井

東経 一四一度一四分二一秒

北緯 三八度三七分〇三秒

（三）宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉七日原

東経 一四〇度三一分三八秒

北緯 三八度〇六分一二秒

（四）福島県相馬郡飯館村前田字前田

東経 一四〇度四〇分〇九秒

北緯 三七度四二分五五秒

- 四 受信しようとする電波の周波数  
二五・五五MHzから二五・六七MHzまで
  - 五 運用時間  
常時
  - 六 指定の有効期間  
令和元年十二月二十日から令和十一年十二月十九日まで
  - 七 その他参考事項  
なし
- 総務省告示第四号  
平成二十五年総務省告示第九十五号（電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件）でその指定について公示した電波天文業務の用に供する受信設備について、次のとおり指定に関わる事項を変更したので、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十条の六第二項及び第三項の規定により公示する。
- なお、平成二十四年総務省告示第五十二号（電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件）は、廃止する。
- 令和二年一月十六日
- （変更前）受信しようとする電波の周波数

総務大臣 高市 早苗

一、四〇〇MHzから一、四二七MHzまで

一、六六〇・五MHzから一、六六八・四MHzまで

一五・三五GHzから一五・四GHzまで

二二・二一GHzから二二・五GHzまで

二二・六GHzから二四・〇GHzまで

三一・三GHzから三一・五GHzまで

四二・五GHzから四三・五GHzまで

八六・〇GHzから九二・〇GHzまで

一〇五・〇GHzから一一六・〇GHzまで

（変更後）受信しようとする電波の周波数

一五・三五GHzから一五・四GHzまで

二二・二一GHzから二二・五GHzまで

二二・六GHzから二四・〇GHzまで

三一・三GHzから三一・五GHzまで

四二・五GHzから四三・五GHzまで

八六・〇GHzから九二・〇GHzまで

一〇五・〇GHzから一一六・〇GHzまで